第11章　水 防 報 告

第1節　水 防 報 告

１．水　防　報　告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかにオホーツク総合振興局長に報告するものとする。

（１）水防団及び消防機関を出動させたとき

（２）他の水防管理団体に応援を求めたとき

（３）その他報告を必要と認める事態が発生したとき

２．水防活動実施報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、遅滞なく記録を整理し、次の調査対象期間ごとに水防活動実施報告書を作成の上、所定の期日までにオホーツク総合振興局長に報告するものとする。

第12章　公務災害補償

第1節　公務災害補償

１．水防団員等の公務災害補償

法第６条の２の規定により、水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、「北海道市町村消防団員等公務災害補償条例」（昭和３２年２月１３日条例第１号）の定めるところにより補償するものとする。

第13章　水 防 訓 練

第1節　水 防 訓 練

１．水　防　訓　練

水防管理者は、消防機関の職員及び団体に対し、随時水防工法についての技能を習得せしめるとともに、法第３５条に定めるところにより、毎年１回以上水防訓練を実施するものとする。